



横浜でのクリエイティブな活動を応援します。
横浜における創造的活動助成 募集要項
【企業・団体による創造的事業部門】

平成22年度 横浜における創造的活動助成 募集要項 [企業・団体による創造的事業部門]

アーツコミッション・ヨコハマ(ACY)は、横浜市が推進する“芸術文化のもつ創造性を活かした街づくり”「クリエイティブシティ・ヨコハマ」の一環として、横浜に集うアーティスト、クリエイター等の様々な創造の担い手たちの活動支援を行なっています。この助成制度は、先駆的かつ実験的な創造活動や、新たな商業的・文化的事業のスタートアップを支援し、持続的な創造活動によって都市の活性化を図ることを目指すものです。「企業・団体による創造的事業部門」は、法人または団体が、アートやデザイン、コンテンツビジネスなどの創造産業分野と連携し、コミュニティの形成や、新産業の創出、都市の課題解決などに取り組む“創造的事業”を支援するものです。社会を変えるアイデアを持った事業者を募集し、横浜市内で実施される先駆的かつ継続発展の見込める事業に対して助成金を交付します。

募集期間

平成22年3月1日(月)から平成22年6月30日(水) 必着まで。

対象:平成22年7月1日(火)から平成23年3月31日(木)の間に実施される事業・活動

※平成22年6月30日(水)以前に開始された事業も含む

平成23年度以降も継続される事業も対象としますが、対象経費は平成22年度中に執行されたもののみが認められます。

応募資格

法人又はこれに準ずる団体(任意団体を含む)

対象となる事業

次の1から3の内容をすべて満たし、かつA・B・Cのいずれかに該当するもの

- 1 先駆的で高い発信性を持つもの
- 2 横浜での発展性が期待できるもの
- 3 地域資源や人材を活用しているもの

A アーティスト・クリエイターと連携した事業

B 創造的産業の集積を進める事業

C 地域のまちづくりに寄与する事業

※主に「水域利用／食文化／環境／デザイン／ファッション／国際／教育／福祉」などの事業分野を想定しています。

※助成金の交付は、同一対象事業につき2か年を限度とします。

応募条件

平成22年4月1日から平成23年3月31日の間に横浜市内で行なわれる創造的な活動であること。

下記の項目のいずれかに該当する事業は応募資格の対象外となります

- 横浜市の他の補助金又は助成金等と当助成金の支出項目が重複する場合
- 政治的又は宗教的普及宣伝活動と認められるもの
- その他公序良俗に反する等支援対象として適当でないもの

応募方法および提出書類

申請書に必要な事項を記入し右記の書類を揃えて、持参・郵送にてご提出ください(Eメール不可)。申請書などの様式はホームページからダウンロードできます。

本申請に要した費用は、申請者の負担とします。申請書類、資料は返却しません。

様式ダウンロード URL

<http://www.yaf.or.jp/artscommission/grants>

各5部提出

- ・原本1部
- ・コピー4部

- 1 創造的活動助成交付申請書
(創造的事業部門 第1号様式)
- 2 事業・活動実施計画書(様式自由)
- 3 事業・活動実施予算書(様式自由)
- 4 定款(写)、団体規約等(様式自由)

助成内容

上限100万円とします。(経費の1/2以内)

■ 本助成は、100万円を上限に事業実施経費の一部に対して助成金を交付するものです。

対象経費(例)

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 1 企画検討費 | 5 広告宣伝費 |
| 2 システム構築費 | 6 印刷製本費 |
| 3 会場使用費 | 7 その他事業実施に必要な経費 |
| 4 管理運営費 | ※交際費、接待費、打ち上げ経費、事務所備品費、家賃等は対象外となります。 |

選考方法

選考委員会の審査にて決定します。

※選考結果は、採否に関わらず申請者すべてに通知します。

評価のポイント

次の4項目を重視します。

- 1 企画の先駆性
- 2 企画の発展性
- 3 企画の発信力
- 4 横浜独自の地域資源や人材活用につながる工夫がなされているもの

助成交付に伴う義務等

- 1 事業終了後30日以内に「事業報告書」を提出してください。
提出の際は、直接ACYまで代表者もしくは担当者が持参してください。(要事前予約)
- 2 助成金を受けて実施される事業に関する印刷物、インターネット等の告知については、助成名「横浜における創造的活動助成」の文言、およびACYのロゴマーク、クリエイティブシティ・ヨコハマのロゴマークを記載してください。
- 3 ACYが実施する採択募集プレゼンテーションへの参加
- 4 ACYアートデータバンクへの登録
- 5 その他「横浜における創造的活動助成交付要綱」に定める事項

ACYが実施する「横浜市先駆的芸術活動助成」及び「企業による創造活動促進助成」は、平成22年度より「横浜における創造的活動助成」として新たにスタートしました。



助成交付事業として採択された方はACY・アートデータバンクに登録させていただきます。
ACY・アートデータバンクの詳細はホームページにてご確認ください。
<http://www.yaf.or.jp/artscommission/databank.html>

情報公開 個人情報

本助成への申請内容の一部は「公益財団法人横浜市芸術文化振興財団の保有する情報の公開に関する規定」に則り、情報公開の対象となります。
本規程では、個人情報や当該法人等又は当該個人の権利、競走場の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものは開示しないことが認められています。(但し、人の生命、健康、生活又は財産保護のため公にすることが必要であると認められる場合を除きます。)

申請者から取得した個人情報については、適切に管理し、当該申請およびACY・アートデータバンク登録への対応以外に使用することはありません。

問い合わせ先・送付先

〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1

アート Kommission・ヨコハマ

横浜における創造的活動助成

企業・団体による創造的事業部門 担当

電話:045-227-7322 MAIL:acy@yaf.or.jp

受付時間 11:00~19:00 ※施設点検による休館日(不定)を除く。

www.yaf.or.jp/artscommission

アート Kommission・ヨコハマ
つなく、ふやす、アートの現場



アート Kommission・ヨコハマ(横浜市APEC・創造都市事業本部、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団)